

大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約（以下「規約」という。）
第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」
という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）協議会の会議に関すること
- （２）協議会の協議資料の作成に関すること
- （３）協議会の広報に関すること
- （４）協議会の庶務に関すること
- （５）その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること

（職員）

第 3 条 規約第 1 5 条に規定する事務局の職員については、別表第 1 のとおりと
する。

2 事務局に事務局長、選挙準備室長、事務局次長、班長その他必要な職員を置
く。

（組織等）

第 4 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、企画調整第 1
班、企画調整第 2 班及び選挙準備室を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

（職員の職務）

第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という）の命を受け、事務局
の事務を統括する。

2 選挙準備室長及び事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職
務を行う。

- （１）事務局内の連絡及び調整
- （２）事務局長の職務の補佐
- （３）事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （１）班相互間の連絡及び調整
- （２）自己の班に属する職員の指揮監督
- （３）分掌する事務の総括管理

4 他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第 6 条 協議会の会長（以下「会長」という）が決裁する事項は、次のとおりと

する。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
 - (2) 協議会に提案する議案の決定に関する事
 - (3) 協議会の予算及び決算に関する事
 - (4) 規程等の制定及び改廃に関する事
 - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
- (事務局長専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件の金額が50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事
 - (2) 現金の出納に関する事
 - (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
 - (4) 事務上の通知、申請、届出、照会、回答及び報告等に関する事
 - (5) 合併関係町村との連絡調整に関する事
 - (6) その他事務局にかかる軽易な事項に関する事
- (代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取り扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務時間の割り振り及び休憩時間、休息時間については、大野広域連合の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれ派遣する町村の負担とする。

- 2 職員の旅費については、大野広域連合の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、平成 1 6 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、平成 1 7 年 1 月 1 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

所属団体	氏 名	氏 名
三重町	赤 嶺 信 武	後 藤 将 彰
	江 藤 喜 啓	羽田野 孝 信
清川村	佐 保 正 幸	関 谷 隆 一
緒方町	田 北 厚 生	内 田 健 児
朝地町	和 田 裕 之	首 藤 英 治
大野町	衛 藤 成 史	清 水 康 士
千歳村	池 永 善 博	清 水 幸 子
	衛 藤 恒 範	
犬飼町	渋 谷 貞 生	佐 藤 浩
	隈田原 勇 次	
大分県	倉 原 浩 志	

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	・ 予算の編成、執行に関する事 ・ 合併の諸手続きに関する事 ・ 協議会、幹事会の会議の運営等に関する事 ・ 情報システムの統合に関する事 ・ 各種研修及び住民啓発に関する事 ・ 広報誌の発行及びホームページに関する事 ・ その他庶務に関する事
企画調整第 1 班	・ 合併協定項目に関する事 ・ 小委員会、専門部会及び作業部会の運営等に関する事
企画調整第 2 班	・ 新市建設計画に関する事 ・ 新市財政計画に関する事 ・ その他合併に係る諸計画に関する事
選挙準備室	・ 新市発足後における設置選挙の準備に関する事

別表第 3（第 9 条関係）

1. 名称	大野郡 5 町 2 村 合併協議会の印	大野郡 5 町 2 村 合併協議会会長の印	大野郡 5 町 2 村合併 協議会事務局長の印
2. ひな型	大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 之 印	大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 会 長 之 印	大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会 事 務 局 長 之 印
3. 寸法	30mm × 30mm	21mm × 21mm	21mm × 21mm
4. 書体	隷書体	隷書体	隷書体
5. 用途	対外全般	対外全般	対外全般